

退職所得控除の調整規定等の見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

退職手当等を受け取った年の前年以前4年以内に他の退職手当等を受け取ったことがある場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複を排除して計算を行い、また、確定拠出年金に係る老齢一時金(DC一時金)を受け取った年の前年以前19年以内に他の退職手当等を受け取った場合にも、勤続年数の重複排除が適用される。定年の引き上げ等により、先にDC一時金を受給し5年以上経過後、退職手当等を受け取るケースも増え、この場合、勤続年数の重複排除は適用されず、いずれも退職所得控除を満額利用することができる。今回、課税の公平性の観点から、重複排除に係る調整期間を延長する。

(2)内容

- ① 退職手当等の一時金の支払を受ける年の前年以前**9年内**に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数等の重複排除調整の対象とする(改正前:4年内)。
- ② DC一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間を**10年**とする(改正前:7年)。
- ③ 退職手当等を受け取る**全ての居住者**に係る退職所得の源泉徴収票について、税務署長への提出を一律義務化する(改正前:居住者である役員)。

2. 適用時期

上記①、②については、2026(令和8)年1月1日以後にDC一時金の支払いを受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。

③については、2026(令和8)年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用される。

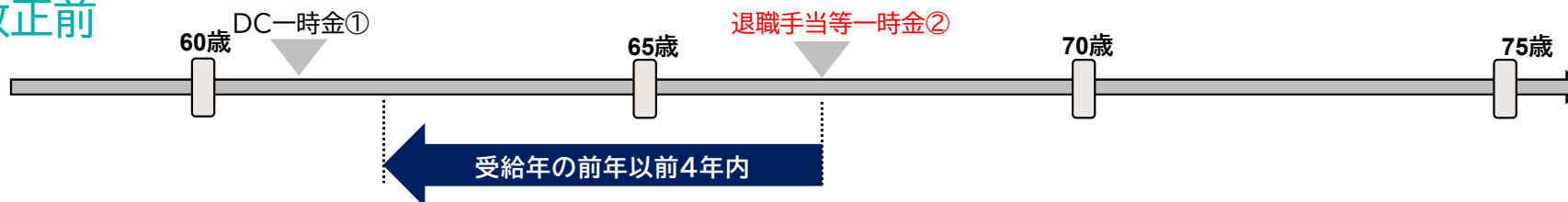
3. 影響・対応策

DC一時金を60歳に受給するとした場合、退職による退職手当等の退職所得控除を満額利用できる歳が、65歳から70歳になる。

退職所得控除の調整規定等の見直し

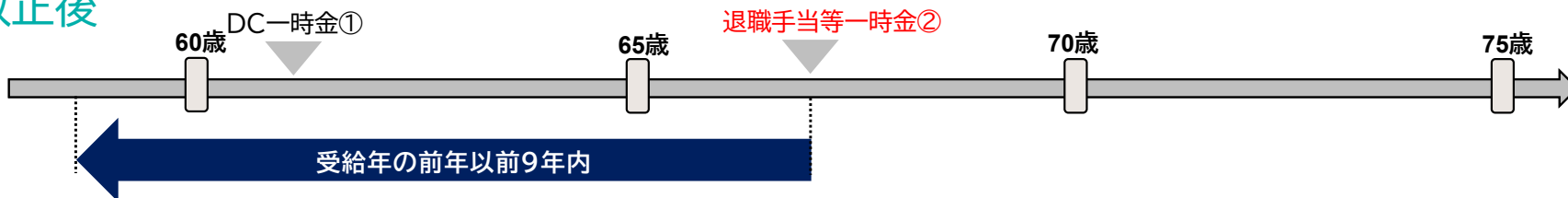
4. 改正内容（勤続年数の重複排除）

(1)改正前



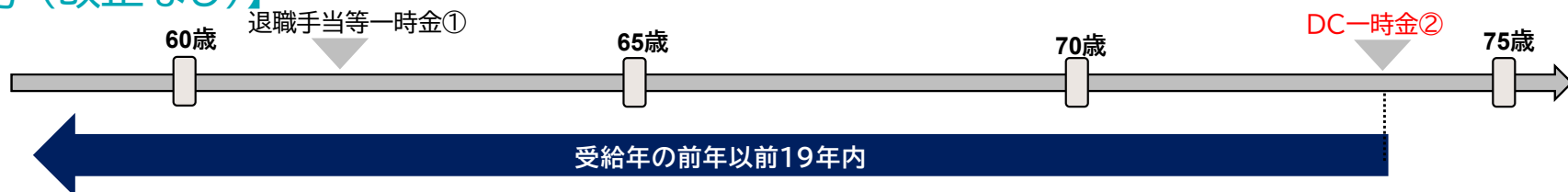
- 退職手当等一時金②の支払を受けた年の前年以前4年以内にDC一時金①を受給していないことから、退職手当等一時金②は勤続年数の重複排除調整を行わず、DC一時金①及び退職手当等一時金②のいずれも退職所得控除を満額利用できる。

(2)改正後



- 退職手当等一時金②の支払を受けた年の前年以前9年以内にDC一時金①を受給していることから、退職手当等一時金②は勤続年数の重複排除調整を行い、退職所得控除を満額利用できない。

【参考（改正なし）】



- DC一時金②を受給した年の前年以前19年以内に、退職手当等一時金①の支払を受けていることから、DC一時金②は勤続年数の重複排除調整を行い、退職所得控除を満額利用できない。